
第5回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

平成25年6月28日(金曜日)

議事日程

平成25年6月28日(金曜日) 午前9時30分開議

1. 開議宣告

- 日程第1 議案第82号 大山町総合計画条例の制定について
- 日程第2 議案第83号 大山町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第84号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第4 議案第85号 字の区域の変更について
- 日程第5 議案第86号 平成25年度大山町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第87号 平成25年度大山町情報通信事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第7 議案第88号 平成25年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第8 議案第89号 平成25年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第9 議案第90号 平成25年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第10 議案第91号 平成25年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第95号 副町長の選任について
- 日程第12 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第14 陳情第5号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情
- 日程第15 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第16 陳情第6号 年金2.5%の削減中止を求める陳情
- 日程第17 陳情第7号 日本のTPP(環太平洋連携協定)交渉への参加反対を求める陳情書
- 日程第18 発議案第3号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- 日程第 20 発議案第 5 号 議会基本条例調査特別委員会の設置について
- 日程第 21 議会基本条例調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 22 議員派遣について
- 日程第 23 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 9 号）
- 日程第 24 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 25 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 26 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 27 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 28 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 82 号 大山町総合計画条例の制定について
- 日程第 2 議案第 83 号 大山町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 84 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 4 議案第 85 号 字の区域の変更について
- 日程第 5 議案第 86 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 87 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 88 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 89 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 90 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 91 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 95 号 副町長の選任について
- 日程第 12 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 13 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 14 陳情第 5 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情
- 日程第 15 陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 16 陳情第 6 号 年金 2.5% の削減中止を求める陳情

日程第 17 陳情第 7 号 日本の T P P (環太平洋連携協定) 交渉への参加反対を求める陳情書

日程第 18 発議案第 3 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

日程第 19 発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第 20 発議案第 5 号 議会基本条例調査特別委員会の設置について

日程第 21 議会基本条例調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

日程第 22 議員派遣について

日程第 23 閉会中の継続審査について (教育民生常任委員会 陳情第 9 号)

日程第 24 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)

日程第 25 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)

日程第 26 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)

日程第 27 閉会中の継続調査について (広報常任委員会 所管事務調査)

日程第 28 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

追加議事日程 (第 4 日) [第 1 号の追加 1]

閉会中の継続調査について (議会基本条例調査特別委員会 所管事務調査)

出席議員 (16 名)

1 番 加藤紀之	2 番 大原広巳
3 番 大杖正彦	4 番 遠藤幸子
5 番 圓岡伸夫	6 番 米本隆記
7 番 大森正治	8 番 杉谷洋一
9 番 野口昌作	10 番 近藤大介
11 番 西尾寿博	12 番 吉原美智恵
13 番 岩井美保子	14 番 岡田 聰
15 番 西山富三郎	16 番 野口俊明

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小谷正寿 書記 ……………中井晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長	森田増範	教育長	山根浩
副町長	小西正記		
教育次長兼学校教育課長			齋藤匠
総務課長	酒嶋宏	社会教育課長	手島千津夫
中山支所総合窓口課長	杉本美鈴	幼児教育課長	林原幸雄
大山支所総合窓口課長	門脇英之	企画情報課長	戸野隆弘
税務課長	野間一成	建設課長	野坂友晴
農林水産課長兼農業委員会事務局長			山下一郎
水道課長	白石貴和	福祉介護課長	持田隆昌
観光商工課長	福留弘明	保健課長	後藤英紀
観光商工課参事	齋藤淳	人権推進課長	松田博明
地籍調査課長	種田順治	住民生活課長	森田典子
代表監査委員	後藤洋次郎		

午前9時30分 開会

○議長（野口 俊明君） おはようございます。6月定例会もいよいよ最終日ということになりました。活発な議論をよろしくお願いいたします。

そういたしますと、ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議案第82号から議案第91号までの各議案は、すでに町長から、提案理由の説明を受けていますので、本日は質疑・討論・採決を行いません。

議案第95号と諮問第3号は、本日新たに提案される議案でありますので、町長から提案理由の説明を受けたのち、質疑・討論・採決を行いませんので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第82号

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案第82号 大山町総合計画条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第83号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第83号 大山町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 2点お聞きしたいと思います。

一つはこの条例を定めることによって、年間いくら程度の財源を捻出することができるのか。そして、二つ目は、これによって捻出された財源は、健全な財政の運営を図ることを目的とするとされていますけれども、具体的にはどう使いたいのか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 圓岡議員の質問に担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまの圓岡議員のご質問にお答えします。

年間で約町長、副町長、教育長3名の給与削減で約200万程度の削減になるというふうに考えております。この削減で生じた財源につきましては、町の各種の事業に充てて効果を高めていきたいというふうに考えています。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 確認ですけれども、ということは一般財源の中に入れるということでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 基金等積まず、一般財源の中で使用するというふうに考えております。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。
- 議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） 4年間されるということですがけれども、5%カットなわけですがけれども、ちょっと私もこれ、町長自ら、三役自らカットっていうことだからいいのかな、やむを得んのかなという気もしますが、一方で心配もする面があります。

それはですね、これ下げるのに、200万ですけども、1年間で、これが購買力を弱める結果になるのではないかと、つまりずっとカットがあり、賃下げ合戦、いわゆるよくこれ言いますけども、これによって購買力が弱まっていく。それによって不景気がまた広がると、いうのがずっとこのところあったんですが、そういうふうなおそれを危惧するわけですが、というのは何が言いたいかといいますと、その他の職員の給与も今3%カット中ですけども、これ来年度まででしたですかいね。そうすると、そのあともさらに続くのではないかと。このたびの三役のカットがその後の職員のまたカットにも連動しはしないかと、良からぬ心配をするわけですが、それは関係ないのかどうなのか、はっきりと言っていたいただければと思います。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 大森議員より質問に答えさせていただきたいと思います。給与減によつての消費の抑制ということにつながるのではないかとのご心配でありますけども、まあこれは私ども特別職3名の思いのなかで提案させていただいてることでもありますので、その思いを受け止めていただいて、消費ということには、減ということにはつながらないと思っておりますが、この任期中の5%ということについて、現在の職員の3%カット、今後どのような動向かということのご質問かなと思っておりますけども、連動ということは考えておりません。職員のカットということにつきましては、来年の3月31日ということで、この条例のほうでもうたわせていただいております。そういった状況の中で、その後についてはまたその後のいろいろな情勢を踏まえながらのことになるろうというぐあいに思

っています。

- 議員（7番 大森 正治君） 了解です。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。
- 議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。
- 議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） 本条例は、本来条例でいきますと、町長の月額給与は79万円と町の条例で定めてあるわけですが、今回の条例は、これを5%カットすると、79万円のところを75万にすると、約75万円にするという条例なわけですが、森田町長は先の4年間の任期中は、20%の月額報酬をカットしておられて、3月までだったと思いますけど、まあ約月額給与は63万円だったわけでごさいます、実質的にですね、約20%のむしろ報酬の引き上げになると思うんですけども、間違いはございませんでしょうか。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 前期の4年間と、今期からの4年間ということの金額とということについての数字はご指摘のとおりではないかなと思っております。
- 議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） 地方財政といいますか、先般の一般質問でさせてもらいましたけども、今後、将来的にですね、国の地方交付税が年々減額されるということになって、だんだん町の財政も厳しくなることが予想されるわけでごさいますけども、そういう状況のなかでですね、実質的に町長の給与を引き上げされるということなわけですけども、それについての判断といいますかですね、どのような判断で今回の条例制定にいたったのか、また、先ほど申し上げましたように、実質的には町長の給与が、あるいはまあ副町長、教育長もですけども、引き上げになるわけですけども、職員なりあるいは住民の理解が得られるというふうに考えておられるのか、条例制定のですね、理由ということと、住民、職員の理解が得られるかということについての2点質問をいたします。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 近藤議員のほうからこの件についてのご質問であります、まあ認識の違いといいますか、誤解があつてはならないなと思っておりますので、お言葉を、お話をさせていただきたいと思っておりますけども、給与の報酬の引き上げということではないということをご理解願いたいと思っております。

先の 4 年間におきましては、特に退職金というとらえ方の中で、退職金の減額をという視点をもって、そのスタートの時の最初の 6 月議会において、形としてなかなかそこが整わないということで、報酬のカットということを含めて 20%ということを出させていただいた経過があります。

報酬ということについては、特に報酬審議会等が定められておるところでありまして、県内の各市町村、首長においてそれぞれの思い、考え方のなかでこれをそのままカットなしで実施しておられる首長さんもありますし、それぞれの思いで減額しているという状況があると思っております。

前回のと言いますか、この 4 年前の考え方、そのことに基づいて、このたびの 4 年間は、その考え方のもとを一生懸命務めさせていただいたというところであります。これからの 4 年間は、そうしたことをこの 4 年間、取り組んできたことを踏まえて今後の 4 年間、この条例を出させていただくなかで、精一杯、全力で職責を全うしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 83 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 84 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 84 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議

案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。
-

日程第4 議案第85号

- 議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第85号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。
-

日程第5 議案第86号

- 議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第86号 平成25年度大山町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

- 議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

- 議員（7番 大森 正治君） 何点か質問させていただきますので、よろしく願います。

歳出のほうでいきたいと思いますが、11 ページ、交通安全対策費、ちょっとこれ聞き忘れちゃったので、そのなかに通学路対策工事というのがありますが、これはどこをどのようにされるのか。明らかにしてください。

それから20 ページ、林業振興費の中で、これ県からの出資金によってですけども、県の事業によってということだろうと思いますが、鳥取県緑の産業再生プロ

ジェクト事業の補助金、具体的な事業内容について説明してください。

それからその下のページ、21 ページ、緊急雇用創出事業委託料っていうのがあります、商工振興費ですね。緊急雇用創出事業委託料、これについては、全協でも若干説明を聞いたわけですけども、もう少し詳しくですね、これ香取のものづくり学校と道の駅だということですけども、ということは 2 名なのか。そして仕事の内容とか雇用期間というのはどれぐらいなのか。もうちょっと詳細を説明してください。

それから 4 点目ですけども、23 ページの観光費の中に補助金及び交付金、そこにまちなみ協議会活動補助金というのがありますが、このまちなみ協議会というのは何だったかなと思いますので、ちょっと詳細を説明願います。

それとそのすぐ下の、食と地域の交流促進事業、これの具体的内容について明らかにしてください。

それから 5 点目ですかね、26 ページ、教育費の関係ですが、教育振興費の中に学力向上 P D C A 事業というのが何点かありますけども、これも若干説明受けましたが、今少し詳細にお願いしたいと思いますけども、中学校区で連携したが学力向上を図るという説明もありますけども、具体的にどういう内容なのか、教科等も特定されているのか、それを詳しく説明してください。以上です。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大森議員からのご質問でございますが、25 年度の補正予算等につきまして、これから担当のほうから随時述べさせていただきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） 先ほどのまず第一点目の通学路の整備について、場所はどこなのかということにつきまして、ご回答いたします。場所は議員もおそらくよくご存じだと思いますが、大山小学校のですね、坊領から佐摩に向かうところで歩道がきれいでいるところがございます。そこから大山小学校までの歩道がもうつくような状況にございませんので、外側線の外側にグリーンベルトを設置してですね、視覚的に児童の安全確保に努めたいということと、大山小学校から前集落までの通学路の外側線が消えております。これにつきまして、設置をするというものでございまして、これは昨年、全国的に児童の登下校の事故があった際に大山町におきましても、通学路総点検を緊急的に行ったことによります問題を解消するものでありますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○農林水産課長（山下一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下一郎君） 2点目の緑の産業再生プロジェクト事業の関係でございます。

これは町内の木材加工事業者さんのほうが、パネルの加工機の機械の導入ということで、事業費が4,500万でございますけども、その2分の1補助ということで、今回補正を出させていただいたものでございます。

また財源につきましては、全額県のほうからの補助金ということで、町からの持ち出しはございません。

以上でございます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 続いてお答えをいたします。

まず緊急雇用の委託料の関係であります。

で、議員ご指摘のとおり、今回補正でお願いしておりますのは、道の駅の魅力向上事業、そしてもう一点が、大山町中央観光交流塾活性化事業ということで、香取のものづくり学校を拠点として考えている事業に2事業であります。

いずれも国の緊急雇用事業によりまして県の基金から経費はいただくというものでありまして事業内容であります。まず道の駅の魅力向上事業、失礼いたしました、いずれの事業も山陰道が今年度中に開通をするということに伴いまして、その対策を主目的としたものでありまして、まず一つが道の駅の魅力向上をはかろうというものであります。まあ案内機能の強化、あるいは6次商品の開発といたしますか、そういった活動にあたっていただく人材を緊急雇用の制度を利用して雇用しようというものであります。

で、もう一つが、香取の分校跡を利用して、香取農協さんにお世話になってるわけですが、そこで現場を担当しております山陰 s a c c a といういわゆるクリエイターグループの皆さんの知恵と腕を活用しようということで、大山町の中央観光交流塾香取分校を中心としたところにお土産ものであるとか、あるいは立ち寄り処だといったようなことでさらに魅力を向上させていくための事業を行うということでいずれも3月末までの雇用といたしております。

次に、まちなみ協議会の補助金であります。

計画的に行っております大山におきますまちなみ環境整備事業でございますが、今年度の事業といたしまして、いくつか事業を考えているところでございます。その中で、継続して行っているもの、このまちなみ協議会の助成金ということな

んですが、これは、協議会に加盟していただいております地域の皆さんが、協議会の取り決めに応じた内容で、お店等の外装を修繕される場合、見た目を統一しようという事業でありまして、これにつきまして補助金を出すというものであります。

補助率といたしましては、9分の7、町が3分の1、国が3分の1、県が9分の1といった補助率で助成をするということで、本年度は4件の助成を予定しているものであります。

そして、もう1点、食と地域の交流事業、食と地域の交流促進対策事業、これは、3年前から取り組んでおります事業であります。元々は農林水産省の補助事業でございました。今年度は仕分けによって農水の事業がなくなりましたので、単町ということになりますけれども、事業3年目になります。具体的には、大山ツアーリズム協議会を中心に行います体験型、交流型、滞在型のメニュー開発、あるいは事業者の意識啓発、そして新規企業事業者のどういふんでしょうか、思いつきをされる方への啓発事業、そういったもの、そしてイベントとしましては、昨年初めて行いましたが、全日本かばち選手権と、そういったイベント、あとそれに伴ういろいろなPR事業といったものをこの事業として取り組もうとしているものでございます。以上です。

○教育次長（齊藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齊藤 匠君） 大森議員さんからの6点目の学力向上PDCA事業についてご説明いたします。

これは今年度、県が新規に立ち上げた10の10の、県費10分の10の事業でございます。で、この事業の特徴は、先ほどもちょっと言われましたが、指定されるのが、中学校区であるということ、つまり小学校と中学校がともに授業を受けるということが一つと、それからタイトルにあるようにPDCA、つまり評価、検証のサイクルを活かした学力向上を図るとというのが主な狙いとなっております。

で、本町では大山中学校区、それから中山中学校区が手を挙げて既に内定をいただいております。で、先ほどの評価、検証のサイクルを活かすというところで、まあ予算からも特徴的なのは、手数料のところは100万円のうちの70万円以上がですね、充てられておりますけれども、これは本町で独自にやっております学力調査、これ4月に実施しておりますが、それに加えて12月頃になるかと思っておりますが、もう一度学力調査を行いまして、その結果をまた次の改善に活かすというようなことで、この事業の趣旨に合うような事業計画を立てて実施したいと考えておるところでございます。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 大分わかりましたけどももうちょっと詰めた点をお願いしますが、21ページの先ほどの緊急雇用創出事業の委託の件ですが、詳しい内容はわかりましたけれども、これは雇用ですから人を雇うということです。それぞれ1名ずつ合計2名ということなんでしょうかね、その確認とその方の具体的な仕事内容というのは分かるのか、分かればそれを明らかにしていただきたいと思えます。

それからもう一点の別なところですが、今の学力向上P D C A事業ということは、つまりは特別教科を絞って何かをするっていうことではなくて、テストで追跡してまあP D C Aですから、主にテストを重点的にやると。その前後っていうのはどうなるのか分からないんですが、そこがもし分かったら今お願いしたいんですけども。

秋に行われるというその学力テストっていうのは町独自のものなのか、ちょっとようわからんですが、それももう少し詳しくお聞かせください。2点お願いします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。先ほど答弁をもらしておりました。それぞれの事業で雇用予定は1名ずつでございます。

で、この事業は人件費と同額以内につきまして事務費が活用できます。で、この事務費がいわゆるその該当する事業費になるという内容でございます。例えば香取でございましたら、いわゆる地元の民芸品や工芸品などを活用したお土産もの等の商品開発であったり、そのP Rあるいはものづくり学校に来られるお客様に対する接客、おもてなし、そういったものを委託先の事業者の方のいわゆる創意工夫をもって、効果的に行っていただくというものであります。

道の駅も同様にいわゆる商品の充実、手にとりいただける商品、あるいは可能であればですが、目的としていただけるような商品の発掘、そういった事業に取り組んでいただくことを考えての予算要望となっております。以上です。

○教育次長（齊藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齊藤 匠君） それでは先ほどの質問についてお答えします。

まずですね、議員さんもよくご存じだと思いますけれども、学校ではそれぞれの学校が研究テーマを設けてですね、その年度、その研究テーマに基づいて授業

改善なり、子供たちの力の向上に努めているところです。

で、大山町では、議会のご理解もいただきながら、校長の裁量で独自に使えるような予算もいただいております。当然、学校はそういった中からも含めて、外部の指導者を招いて授業改善の研究をしたりですね、ということをして例年やっておるわけですが、それに加えてこの授業を活用するというごさぎまして、何もテストのことだけで学校の研究を進めているということではないということが1点です。

それからこの授業、そういった外部の指導者を招いた授業改善の研究をしたり、あるいはこの中にもありますけれども、この授業を使って先進校視察を小中の先生と一緒にですね、行くというようなことも考えているところでございませす。

ただ、県費負担、教職員に対しての旅費というのは、町費では、ということもありますので、補助金及び交付金という扱いのなかでそういった事業も計画しているところでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 支出の分で、19ページ、次世代鳥取梨ブランド創出事業補助金ということで、県の事業補助ですね、4,822万円、一般財源が251万円と、県が力を入れている事業、新しい事業だそうですけども、その下にやらいや果樹王国復権事業補助金、まあこれも事業としてついておりますが、この内容についてちょっと少しお聞きしたいのですが、まず地域、あるいは個数、何かぱっと補正予算の概要を見ますとですね、新植、改植、かん水とか、いろいろ梨の棚とかですね、すべてにおいて機械整備だとか出るようなどうもものになっておりますが、その地域あるいは個数がわかれば教えていただきたいしですね、これかん水に関しては、これ下蚊屋の水を利用するというようなことだろうかというふうに思いますが、そのあたり、あるいはこれ公開についてはどういうふうな認識を持たれているかということと、あと一般財源251万円、町から出ております。これについて、まあ町からは251万円は分かれますけれども、受益者負担というのは、どの程度になるんでしょうか。この5点ほどお願いします。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） お答えをいたします。

このたびの事業につきましては、大山果実部が事業主体ということで実施をさ

れます。ですから地域としては果実部に入っておられる町内、特に名和、中山地区のほうからの申請になります。

で、件数につきましては、11件でございます。個人での取り組みということで、10人の方、それから防除組合という形でSSの機械の導入がございまして、そういった形で1組合ということで11件の取り組みになります。

それから水の利用の関係でございますけども、かんがい施設につきましては、水源といたしましては、下蚊屋の畑かんを使うということで、末端のかんがいの施設スミレインであったり、そういったものを梨園の中に配置をするというものでございます。

効果につきましては、今の現況では大変夏場の乾燥なりということで渇水が続いておりました。そういういったところでの散水によります効果というのは非常に大きいものがあるかというふうに考えておるところでございます。

それから負担につきましては、次世代のほうにつきましては基本的には、だいたい25%、国が50、県が25、で受益者負担が25%がだいたいのところでございます。ただ中身によっては、国の補助がないものについては、県が3分の2補助ということですので、一部の事業については3分の1負担というものもございます。

そういった形であと今の改植でありますとか、新植につきましては、やはりそういったことをすることによって、当分の間、収益が上がらないということがございまして、反当20万円を県と町とで負担をしたものをその植えつけた面積に応じて支払っていくということで、ここの部分が町負担の部分が発生するところがございます。

次世代のブランド創出事業につきましては、その部分だけが町負担の251万1,000円という部分はその部分の負担でございます。

それ以外の事業については町負担はしておりません。以上でございます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） どうも聞いてみますとですね、事業費的には県がほとんどやると、戸別の保障について町のほうで出すというようなこともございます。なかなかいい事業だと思いますが、ただこの間ですね、この畑かんの事業費をですね、通常の事業費、もどすというふうにあったですけども、一般の畑ですよ、この畑かんのですね、かん水の工事として、例えば同じ下蚊屋のかん水を、畑かんを使うわけです、と私は思うわけですけどね、例えば場所的に番う場所であったり、まあいろいろ条件は違うのかなと思ったりもしますが、まあ何で

もそうですけども、工事というのは、事業を一体化してですね、できれば、まあ同じようなたぶん私としては工事だと思っているんですけど、まあ場所が違ったり、そういった場合に、まあ掘って埋める、あるいはその繰り返し、まあちょっと言葉がなかなか出てきませんが、ついできていいですかね、事業一体化して逆に安くできるというようなことも、できそうな気がせんでもないですけども、できればそのようにしてほしいなと思ったりもします。

その実際にね、受益者負担が 25%というのは、機械についてなのか、そのへんがよくわからんわけですけど、すべてにおいて 25%なのかどうかわからんんですけども、私たちの畑かん、下蚊屋から来る分にしては、確か 10%でしたかね、ぐらいなもので、その負担金が逆に町の一般財源のほうにまわっていくということで、ほとんど町の持ち出しはないというようなふうに確か聞いたはずですけども、そのような事業をですね、カットして県からもらった、2つ今比べて話しているわけですよ、理解してください。そういった場合にですね、私は実は両方できたんじゃないかなというふうに思ったりもしてるんですよ。県がその水をですね、なるべく使ってくださいよと、私も実はその時に 1 回か 2 回ですね、水の畑かん事業について促進する方法はないものかみたいなことで実は出て、地主、地主に対しての負担でなくって、借入、借りた方に対しての負担を促進すればこれは進むよというような提言をしたものでございますけども、課長もその時おられたと思いますけれど。そのようなことで県が進めている事業に対してカットして、またこっち新しい事業で出ておるわけですし、なんか私としては、あっちを切っておいてこっちがで কিনなというのは、あまり気分がよろしくない。まあ梨も大事な事業ですよ。なし屋さんの関係者もおられますけれど、町の負担から言ったらね、そんなになかったはずな事業をカットしておいて、こちらもしっかりいって町の負担、あまりないように思いますが、両方はできなかつたものかどうかっていうのをね、実はちょっとお聞きしたいなと。ちょっと外れるような話でありますけど、まあでもちょっと関係があるなと私は思ってますけど。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 畑かんの整備につきまして、今現在、中山 3 基、名和 3 基ということで、新しい地区にも向かいながら、新畑かんのかん水工事について精力的に事業を進めていただいております。そういったなかで、この畑かん事業については、国営事業からの続きで言いますと、昭和 47 年から取り掛かった事業が未だにまだ続いているという状況のなかで、本当に水を待ちこがれている方はたくさんおられるというところでございます。

それで今までの畑かん事業のなかでは、畑の中のかんがい施設、スプリンクラーでありますとかスマイレイン、そういったものについては事業としては実施をしてまいりませんでした

ただ、最終年度が近づくにあたりまして、そういった末端のかんがい施設もほ場の対象事業に入れていこうということに一昨年からなりまして、新しい事業のなかに入れていこうということでございます。

現状ではまだ本管もきていない地区もあるわけですので、ただ早くきた地区のところには、もう全てが完了というところではやはり地域の皆さんの思いとすれば、取りあえずは水を引いてくるのが第一優先順位だということもございまして、事業としては末端のかんがい施設も今は取り組めるようにはなりましたが、やはり予算の執行上、やはり遠いところまで全体の地域にまずは水を持っていくというところを優先にしながら、かんがい施設については最終年度なりその前の 2 カ年ぐらいで集中的にやっっていこうという方針で、今、事業を進めておるところでございます。

そういったなかでどうしても待ちきれないと、立ち上がりはきておるのに、水を撒く、最終のかんがい設備がないので、手で撒くのが大変だからということで今回は県の事業が先行してありましたので、これにのっていただいたというところな、とそういった状況でございます。まあ同時に一緒にできればいいわけですし、事業費等もたくさんつけて一気にやっっていくというところが、本当はそういった格好でしたいわけですが、やはり財源的なこともございまして、年次的にということになっておる関係上、末端のかんがい施設については、基本的な考え方は、最終年度の 2 年間ぐらいで、希望者の方に設置をしていくというところを基本路線で今進めているところでございます。

それから負担につきましては、畑かんの分については、末端の設備ですので、受益者は 15%負担になります。で、町が 10%、県・国が 75 という事業負担割合で畑かん設備については実施をいたします。以上です。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） まあ、私の考えではですね、まあ私もそうですけれど、最近梨がですね、実は減ってきておりまして、梨団地形成してあるところが少なくなってきております。その間が畑にだいたいなっております、ご存じだと思いますけども、梨畑、畑、畑、梨畑、あるいは梨畑、梨畑、畑とか、なかなか続かない状況になっておりまして、その間はじゃあ何を作っておるかというところ、やっぱり野菜を作っております。そういったときにですね、畑は畑、梨畑は

梨畑というようなわけ区分をしてですね工事をやるのであれば、例えば隣のそこでもですね、実は水ほしいわけですよ、私が思うにはですよ。まあ町長は以前から言ってますが、最強の畑は水があるのが、最強の農業施設だと。水田はしけてなかなか難しい。畑で水がきたところが、最強のほ場になるんだという持論を何回か聞いております。私としてはですね、これ畑、11戸の方がですね、どの程度の施設をされるのかよくわかりませんが、例えば隣りで、そのすぐ隣りであるみたいなね、ほんのちょっとした事業費でできそうな私こともあるんじゃないかなと思ったりもするんで、そのあたりまた検討してほしいなと私はこれでこれでなかなか素晴らしい事業だというふうに思っております。そのあたりをもう一度、できるかどうか、まあできないならできないでかまいません。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 末端のかんがい施設についてはちょっと畑そう事業での順番ということがございますけども、給水栓の立ち上げ分については、いろいろ事業が長引くなかで、最初やって本管工事のすんだところであっても追加での希望というものにも今応じておりますので、そういった部分でそれらが出て、それなりに事業がまとまった段階で追加での立ち上がり工事というものも進めております。ですから隣りにあるのは、立ち上がりまできてあると。で、今回のこの部分は、立ち上がりから先の部分であって、立ち上がり工事はあくまで畑かん事業でおしますので、この梨の関係での事業では、畑かん事業での立ち上げはできませんので、そういったすみわけはやはりさしていただかないといけないのかなということでございますし、ただ立ち上げについては、希望のところはそれ相応に、順次工事のほうもやらせていただいておりますけども、やはり早い遅いは出てまいりますけども、なるべくそういったことについては、県のほうとも話し合いを進めながら事業について速やかにしていくような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（5番 遠藤 幸子君） 議長、5番。

○議長（野口 俊明君） 5番 遠藤 幸子君。

○議員（5番 遠藤 幸子君） 2点お尋ねします。

9 ページの一番下、需要費、グリーンカーテン推進事業というのはどういうものか教えてください。

それと 11 ページの企画費の投資及び出資金、ここの部分に鳥取県ボランティア・市民活動支援センター（仮称）となっておりますけどもこれはこれから立ち

上げるもの、内容をちょっと教えてください。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） お答えいたします。

まず、グリーンカーテンの事業の件ですけど、これは町内での花づくり等の啓発ということで、の一貫として、役場の建物の周りにグリーンカーテン、ゴーヤのものを行ってまたそれが日光を遮って省エネにつながるというものです。これ例年実施しておりまして、実は今年度既に、手持ちにありました材料等使っておりますが、これに必要な肥料でありましたり、養分等を購入するものでございます。

それともう 1 点ご質問がありました鳥取県ボランティア・市民活動支援センターの件でございます。

まあ仮称ということでございますが、これは、このセンターは、ボランティア活動でありましたりあるいはNPOの活動を総合的に支援することによりまして、非営利公益活動を促進するというねらいをもちまして鳥取県がこれを立ち上げて、その立ち上げられました民間のセンターに運営を委託するというものでございます。

これ現在、県のほうでその立ち上げの準備中でございますので、この地点ではまだ仮称ということになっておるということでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番

○議長（野口 俊明君） 12 番、吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 1 問質問いたします。

22 ページ、案内看板等設置事業ということで、設計委託料、また工事費として合計が 1,420 万 6,000 円計上されております。これについて山陰道が名和インターチェンジから中山まで開通することに伴っての道の駅等の案内看板ということになっておりますが、これももう少し具体的に、ということと、あと表示方法は日本語だけなのか、以上お聞きします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのお尋ねでございます。設計等の委託料、そして工事請負合わせましてご指摘のと通りの予算の計上をお願いしておりますところでございます。議員ご指摘のとおり、山陰道開通の対策の一つでありまして、山陰道の上下線といいますか、に 1 カ所ずつ大きな看板を

作るというのが主な内容となっております。道路沿いの山と言いますか、法面を活用いたしまして、道の駅へ向かって下りていただけるような看板をということでございますので、ご質問にありました意匠等につきましては、これから測量をし設計をし、その後にデザインという格好になってこようかと思っております。

表記でございますが、はっきり申し上げていわゆる中国語であるとか、ハンゲルでの表記は考えておりません。ローマ字での表記で十分だというふうに思っておりますので、まあそのへんを基本にしながら考えていくということでありまして、それ以外に随時使えます横断幕ですとか、ちょっとした案内標識といったものでお願いをしたいなというふうに思っております。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番

○議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 方向性ですけれども表示の、確かにローマ字もいいとは思いますが、今年は国際ツーリズム大会、そしてまた今、韓国の方がかなりの人数で大山町にお越しいただいているという現状があります。で、案内看板ってすごく大切でありまして、その誘因、誘客と言いますか、そのへんで私たちがもし韓国に行ったときとか、外国に行ったときに日本語があるとすごく親しみを感じてしまうわけです。ですので差別化というか、少しアピールする意味で、韓国語とか英語とか、そういうはっきりした、という表示というのは考えられないか、もう一度お聞きします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

こういったものはですね、やはりターゲットを明らかにする必要があるかと思っております。山陰道を通られる韓国のお客様が看板を見て来られるというような個人客は現在にところほとんどいらっしゃいません。

で、山陰道を個人で通られる韓国あるいは中国からのお客様は、ローマ字表記で十分認識いただけるということでごちゃごちゃした看板ではなく、はっきりと、まあもっとはっきり言わせていただければ、主力である日本人の通過客の皆さんが、道の駅等に下りていただくということを狙った看板にすべきだというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 支出のほうの24ページの道路維持費の関係とその

下の道路新設改良費の関係ちょっとお尋ねしますが、道路維持費でですね、委託料で道路維持管理委託料の50万円の追加がございます。それからその下のほうに工事請負費で町道維持補修工事で100万円の追加がございますが、これまあ6月にはやもう、補正を組むという形で追加でございますから、何かこれまでの工事よりもまた新たにですね、どこかをやられるとか、全体的に不足してきてというようなこと、そのへんを伺ってですね、まあどこの路線をやりたいというようなことだったら、きちんとしていたらそれを伺いたいと思います。

それから道路新設改良費でございますが、これは公有財産購入費、町道退休寺線ですね、公有財産購入費は300万減額になっておりますが、まあ今の時点ですでに減額をしてしまうということはどういうことからこういうことになったかということをお伺いいたします。以上です。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） 只今のご質問にお答えいたします。

まず、委託料でございます。これにつきましては、樹木粉碎処理のための委託料でございます。昨年、一昨年からですね、町内の皆さんに道路維持作業員としてお世話になっているところでございます。

そして、町道及び農道等の法面ですね、おそらく議員も作業については、見ていただいていると思いますけれども、そういった木をですね、取りあえず町有地に保管しているところでございますが、きれいな木でありましたら中山にあります工場に受け取っていただくということになりますが、どうしても泥とかの汚れがあるとですね、受け取っていただけないということがありまして、それを山積みにしておったところでございます。昨年度も委託料としてですね、そういったことを業者の方をお願いしておりますが、今年度もですね、やはり当然発生いたしますので、そちらのほうの委託料でございます。

続きまして、町道維持補修工事でございますが、これはJRの線路点検によりまして、4月にJRの跨線橋、具体的に申し上げますと、倉谷橋及び豊成橋の2橋の道路の路面排水を線路の脇に落とすようになっている構造でございます。これが経年劣化になりまして、壊れておって列車の通行に支障があるといけないという指摘がございましたので今回お願いをしたところでございます。

そして道路新設改良費の300万円につきましてはでございますが、こちらは、用地測量費が、年度当初の予算計上の際に不足してましたものを用地購入費、公有財産購入費のほうからですね、振替えてお願いをするということでございます。この路線につきましては、議員もご承知のとおり、これから遺跡調査等を含めま

して進んでいく路線でございますので、今年度につきましてはこのように振替で対応させていただきたいというぐあいに考えておるところでございます。以上です。

- 議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。
- 議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） 公有財産購入費のですね、配付時せんわでしたら公有財産の事業はやらないということになるわけですね。伺います。
- 建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。
- 議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。
- 建設課長（野坂 友晴君） 失礼します。ちょっと言葉が足りませんで申し訳ありません。まるっきり買わないということではなしに、そのうちで、削らせていただいたということとところでございます。以上です。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 15ページ、民生費の扶助費・・・
- 議長（野口 俊明君） マイク、もう少しまっすぐに上げてください。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） はい、はい失礼しました。15ページ、民生費の扶助費です。特別対策事業運営安定化事業 73万 3,000円の減額について、この事業についての説明と減額の理由をお聞きしたいと思います。

それから17ページ、衛生費の扶助費です。風しんワクチン緊急接種事業 146万円についてですけれども、平成15年にも風しんが流行し、その時には、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの人は無料で定期接種を受けることができました。古い資料をひも解いてみますと、中山町では平成15年6月に町報に啓発のための掲載を行い、8月5日には対象者全員に個人通知をされましたけれども、無料での定期接種が終わった9月30日までに対象者447人に対して接種された方は198人。未接種が249人で44.3%の人しか接種をされませんでした。対象者全員にですね、個人通知をしても半分程度の人しか接種をしなかったのに、今回、町として、今後どのような啓発をされるつもりなのかお聞きしたいと思います。

それから19ページ、農林水産業費の負担金補助及び交付金です。

梨春季低温降ひょう被害対策緊急支援事業補助金 157万 8,000円について、事業内容とそれぞれどのくらいの対象世帯を見込んでおられるのか、お聞きしたいと思います。

それから22ページ、商工費の工事請負費と公有財産購入費のまちなみ環境整備工事 1,876万 3,000円とその下の用地取得費 532万 4,000円について、予算の概

要説明である程度はわかりますけれども整備事業の概要であったり、用地取得面積など、予算概要説明にない部分についての補足説明をしていただきたいと思います。

それから 27 ページ、教育費の中学校費の役務費の手数料ですけれども、一番下の手数料の名和中学校 43 万 1,000 円について何の手数料なのかお聞きしたいと思います。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 圓岡議員のご質問にお答えします。

特別対策事業運営安定化事業の減額についてというご質問です。この事業につきましては、単県の県の 10 分の 10 の補助事業が、平成 21 年度から 23 年度まで、3 年間続いておりました。昨年、24 年度に終了する予定でしたが、急遽続いていたものでございます。その後、平成 25 年度も続く見込みで当初予算をあげさせていただいておりましたが、県のほうから正式に 3 月になりまして、2 月の終わり、3 月の当初になりまして、県の事業棚卸の関係で、この補助事業が全額廃止ということになりました。実績も当初の 3 年間でほぼ出尽くしておりまして、24 年度は実績がなかったことから廃止となり、本町でも全額これを今回の補正で落とさせていただくこととしたものであります。以上です。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 緊急防除の件でございます。これにつきましては、大山町内の梨園の栽培面積が約 61 ヘクタールでございます。これにつきましては、今年の 4 月の提案、そして 4 月 26 日に降りましたひょうの関係で、緊急的に追加の殺菌剤なり、殺虫剤等の防除を追加で実施をされたということがございまして、県のほうが災害対応ということで今回そのすべての園の部分の追加防除にかかる薬剤代反当り定額方式で、3,900 円ということで面積分の予算を計上させていただいております。で、その費用負担については、ここに予算化しているものは、町と県が 3 分の 1 ずつの 3,900 円のうちの 3 分の 2 を予算化しておりますし、残った分については、JA グループが補助をされるというふう聞いておるところでございます。以上です。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 17 ページ、風しんワクチン接種緊急事業についてお答えいたします。

現在風しんにつきましては、東京、それから大阪など大都会で流行がしております。この風しんにつきましては、特に妊娠しております女性の方の初期に感染いたしますと、その胎児にウィルスが入りまして、先天性風しん症候群というふうに障がいをもつ子供が生まれる可能性が高くなります。

このため、特に今回このワクチンを接種いただきたいのは、20代から40代、特に女性ですね、妊娠を希望していらっしゃいます女性、それからこの風しんは現在20代から40代の男性に大変多数流行しております。こういった関係から妊娠を希望していらっしゃいます女性、及びその夫などに対してそのワクチンを接種しますことにより、胎児への影響を抑えるというものでございます。

啓発の方法といたしましては、そのような方に対して、町報、ホームページ、大山チャンネル、防災無線等を通じて啓発を行っていく予定であります。

○観光商工課（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課（福留 弘明君） 続いて失礼いたします。

大山のアルペンライン地区まちなみ環境整備事業の本年度の事業内容であります。まずは工事請負費でございます。私どもが旅館裏通りと呼んでおりますけれども、駐車場からスキー場に行く県道の海側のエリヤであります。あそこの道路の舗装の美装化、そして側溝整備が1点であります。

もう一か所は源盛坂と呼んでおりますが、いわゆるスキー場に上る近道リフトの下の部分であります。ここに遊歩道とポケットパークを整備をするというのが工事請負になります。で、それに伴いましての公有財産の購入が若干あるといたしますのに合わせましてですが、来年度の事業として、これも通称でモミの木通りと呼んでおります、先ほど言いました旅館街の海側から通ってホテル大山、リフト乗り場の前を通って県道につながる町道であります。この道路が狭い急勾配、さらに県道との接続の線形が非常に危険であるといったようなことが以前からございましたので、ここの道路改良を計画をいたしております。

道路工事本体工事は来年度事業で計画をしておりますが、今年度はこの部分の用地取得、付け替え部分の用地取得、そして建物が1棟かかります関係で、その移転補償費の計上をお願いをしているといったのが主な内容でございます。

なお、この事業でございますけれども、平成17年度から着手をいたしまして、来年度26年度が事業最終年度となります。総事業費が、当初計画ベースですが、約2億6,000万円、基本的に国2分の1、町3分の1の補助事業でありまして、先ほど別の議員さんの説明をいたしました旅館の皆さんが家を直される時のみ、補助率がかさ上げになるといった事業でありまして、残額はすべて辺地債を充当

するといった事業でございまして、来年度でこの事業を完了する予定であります。以上です。

○教育次長（齊藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齊藤 匠君） では、圓岡議員さんの5点目の27ページ、役務費の説明をさせていただきます。

これは名和中学校の体育館に設置されておりますバスケットゴールが、これも作られて40年ほどになりますけれども、壊れて上がらなくなっていました。で、部品等もなく修理もきかないということで撤去するための手数料でございませう。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 2点ですね、お聞きしたいと思います。

一つは風しんワクチンですけども、先ほど答弁のなかで、町ホームページ、3チャンネル、防災無線を使って啓発したいという答弁だったと思いますが、実際婚姻届を出すために役場に来られるわけですけども、そういう方に対して例えば個別に窓口でという対応については考えておられるのかどうかということが、まず1点です。

それから2点目は、観光費のまちなみ環境整備工事ですけども、美装化という説明がありましたけれども、現実たとえば今の大山寺の参道を見てでもですね、冬、かなり気温が低いものですから、この今、石でされていますけれども、石の下のもぐりこんだ水が凍結して、実際春先、この春も直されていましたけれども、そういうことがまあ予想というか美装化ですから、まあ内容的にはたぶん石ではないかというふうに思いますけれども、そのへんのメンテナンスですね、のちのちの、メンテナンスについては、ちょっと私は心配はしておりますけれども、そのへんについての対応とですね、それから最初に聞きました用地の取得面積について、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 失礼いたします。婚姻届を出された方についての啓発ですけども、風しんワクチンの接種費助成につきましては、チラシを作ってPRもしたいと思っておりますので、窓口はそのチラシを置いて積極的にPRをしていきたいと思っております。

○観光商工課（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課（福留 弘明君） 失礼いたします。まず、用地取得の面積であります。現在計画しておりますのは、332.8 平米であります。

そして美装化の舗装、メンテナンスの件でございますが、ご指摘の通り参道の場合、いわゆる門前町の雰囲気を出すためということで、石畳ということになっておりましたが、こちらはアルペンライン地区ということでございますので、いわゆる茶系の何とかたわみ舗装というんだそうですが、いわゆるアスファルト合材形の舗装を考えております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他にありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 1 点、畑そう、畑かんの関係の事業について質問をいたします。

今年度の当初予算は、4 月に選挙があるということで、骨格予算ということでございました。骨格予算というのは非常に肉づきのいい骨格予算だったわけですが、まあそれでもまあ骨格ということで選挙が終わりまして、このたび町長もいろいろな思いのこもった施策が補正予算として反映されていると思うわけですが、まあ森田町長に今回選挙で集まった期待の少なからずは、農業関連の予算について一生懸命やってもらえるだろうと、こんなふうになるだろうという期待も高かったのではないかと考えております。

先ほど西尾議員からも質問がありまして担当課長も答弁しておられましたが、畑そう事業、畑かんの事業に関しては、もうかれこれ 40 年も前からスタートしておりまして、いよいよ残りの事業もあとわずかというところまできてはおりますけれども、末端の平野部、海岸に近い方の農家の方は、水が実際に自分の畑までくるのはいつかと、じりじりしながら待っておられる方も少なくありません。そのことは、町長もよくご承知だと思います。

まあそういう状況の中です。まあ聞いたところによりますと、町長は去年は、畑かんの事業、前倒しで 25 年度以降やっていくご意向を示しておられたというふう聞いておるわけですが、今回補正予算、肉付けの補正予算を編成するにあたってですね、その畑かんの事業をなぜ盛り込んでこられなかったのか、農家の畑かん事業の早期完成待ち望んでいる声はたくさんあるわけですが、それに答えるべく、予算を付けられなかった理由は何かということについてお尋ねをいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 予算の関係について担当のほうからも後から補足をさせていただきたいと思えますけれども、前倒しという表現をされましたけれども、これまで本当に何十年かかかってきておる事業であります。この、その取り組みのにある程度の目途をつけていかなければならないというところのなかで30年あたりのへんをです、一つの目途にして取り組んでいこうというところでもあります。そのことが前倒しというぐあいなとらえ方を受けられているのかなというぐあいに思えますけれども、一つの目標をもってあがってきたということでもあります。

あと、この畑そうの関係については、まだまだ10億にもおよぶような額、総額であると思っております。詳細については担当のほうから加えさせていただきますけれども、そうしたまだまだ大型の事業予算でありますので、計画性をもってこれから対応していくと、と同時にいろいろなお声をいただいております。そのなかで優先をさせていただくなかでの2基、3基の幹線の配置、それから特に先ほども話がありましたけれども、私が進めておりますのは、給水栓、これまで畑かんの関係はスタンドを通じての給水がどっちかという主力の流れがあったように感じておりましたけれども、やはりほ場に給水栓を引っ張ってそこから効果的に年間を通して、あるいは必要な夏場を含めて的確に対応できる、それこそ畑地の付加価値の高まる状況につながるということのなかで、そのことを特に力を入れながら進めてきた経過がございます。

予算の関係について少し担当のほうから述べさせていただきます。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 今、町長のほうからの答弁の補則をさせていただきます。

この畑そう事業につきましては、今、新畑かんということで本来の畑かん設備の工事が本来のメニューでございます。その後に、旧畑かんということで、昭和30年代ですか、国営でやった旧畑かんについては、新畑かんに水源振り替えということをしたので、その古い畑かんについては、もう今後は使わないということで、撤去をしていくという事業がございます。これをこの畑そう事業のなかに事業計画の変更ということで組み入れておるところでございます。そういったところも合わせた事業で今を実施しておりますけれども、やはり新畑かんのほうを工事優先をしていくということの考え方にもちまして、旧畑かんの撤去については、新畑かんの目途がついた後に、集中的にやっっていこうというような形で事業は進めてまいりたいと思えます。

また、今の事業の関係で、町といたしましては、当然農家の皆さんの思いからすれば、早い時期での新畑かんを整備をするということを目標にしておりますので、担当課といたしましては、とにかく予算のつく範囲で精一杯頑張ってもらいたいというふうに考えております。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 今、答弁でまあ平成30年を目途に取り組んでいくというふうにおっしゃっておりますが、昨年の暮れにですね、これは県営の事業になるわけですが、町長は県の農林水産部長に対して、その事業の早期完成ということで、県に対して予算の増額をその要求されたというふうに聞いております。

その大山町の要望に応える形で、県は25年度の予算を確保したというふうにも聞いておるわけですが、県がその予算を確保しているにも限らず、結果的に今年度町は増額分の予算をつけていないと。で、先ほど30年を目途に取り組んでいくというふうにおっしゃってましたけども、その昨年の暮れに県に対してのその要望した段階ではですね、特に中山地区については、その26年度まで、来年度までの事業完了ですね、その中山3基については、26年度で事業を終わらせるような形で要望しておられたというふうに聞くわけですが、そういう意味では、昨年の段階では町長は前倒しで事業を進めていくご意向があったのではないかなというふうに思うわけですが、なぜそれがその今の答弁では30年を目途にということで、随分その意欲が後退しているようにも見えるわけですが、その点、間違いございませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 詳細については担当から述べさせていただきたいと思いますが、畑かんのなかには、ご存じのように、名和、そして中山あるわけですが、早い完成というのは、中山のほう年次的にあると。トータルとして終了する目途として、目標として30年というところであります。

詳細については担当から答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 畑かんの事業につきまして、ご質問いただいておりますけれども、昨年農林のほうから県のほうに要望したということは、確かにあったようでございます。で、県のほうから最終的にですね、事業化について確認が

財政サイド、農林を通して財政サイドのほうにも入っております、財政サイドとしましてはですね、一般質問でもお答えいたしましたけれども、いろいろな施設の老朽化、下水道等の長寿命化、それから防災無線のデジタル化、医療費等、いろいろ今多額に上がっております。

こういうものを勘案した場合にですね、この畑そうのみになかなか町の財政をですね、つぎ込むことは難しいのではないかと、受益者負担がこの幹線につきましてはございませんので、やるとなると町の負担がかなり多額にのぼります。

そういうことを考えた場合ですね、実際のところ難しいのではないかというふうに答弁しておりますので、県のほうがですね、農林サイドで額の財源確保に向かわれたかもしれないですけども、要望的には県のほうでも、すみません、農林から県の財政サイドにきちんとしてあげて、財源も確保されたというふうには理解しておりません。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の討論を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 反対です。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この一般会計補正予算第1号に、反対の立場で討論を行います。この補正予算には次世代鳥取梨ブランド創出事業補助金や梨春季低温降ひょう被害対策緊急支援事業補助金など、住民の方が待ち望んでおられる予算、また人事異動に伴う補正予算が主な今回の一般会計補正予算ではありますが、今回私が問題にしたいのは農業施設運営費の繰り出し金です。詳しいことは、夕陽の丘神田特別会計補正予算の討論で行いたいと思いますが、この特別会計への繰り出し金として249万4,000円が含まれているので、この補正予算に反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時5分です。

午前10時56分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

日程第 6 議案第 87 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 6、議案第 87 号 平成 25 年度大山町情報通信事業別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 歳出の 4 ページでございますけれども、4 ページですね、電柱支障移転工事ということで 500 万みてございますが、収入のほうでは、補償費で 161 万 5,000 円ほど電柱移転の補償が入っているようでございますが、そういう、なんていうのですが、工事等では対外工事等では、対外補償費が入ると思っておりますけれども、そういう補償費が入らないようなところの電柱をどんどん移転されるということですか、どういうところ、場所としてどういうところをそういう計画しておられるかちょっと伺いたいです。

○議長（野口 俊明君） 答弁担当者は誰ですか。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） お答えいたします。電柱の移転取り組みの工事の関係ですけれども、大山町、失礼いたしました、町のケーブルの線を N T T でありましたり、中電でありましたり、他の所有のところの電柱を使わせていただいております。で、これらの電柱の関係ですが、主に工事等の関係でありますけれども、それを移転する必要がたびたび生じます。

これにつきましては、その使わせていただいておりますところにつきまして、移転の場合ケーブルを付け替える作業が別途当然発生するわけですけれども、それについてはお借りしているところの工事の原因でありましても、町のほうがその工事費を負担するということになります。

一部、第三者の原因による工事のものにつきましては、そちら側のほうから補償費が入ってくるということでございます。以上でございます。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今の話でございますと、N T Tの電柱を借りているものなんかが、工事で移転になった場合なんかでは、補償費は入ってこないということですか。そういうように受け取りましたが、そういうことでいいでしょうかね、伺いたいです。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） N T Tでありましたり、中国電力のものが多いわけですが、例えば電柱が古くなったりして、N T Tなり中国電力さんの事情によりまして、電柱を更新するような場合がございます。そういった場合につきましては、町のほうに補償が入ってくることはございません。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 分かりました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第88号

○議長（野口 俊明君） 日程第7、議案第88号 平成25年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 4ページの施設修繕量206万円についてどこを修繕

されるのかお聞きしたいと思います。

それから、同じく 4 ページの自動車保険料 9 万 2,000 円ですけれども、本来なら当初予算に計上されるべき予算ではなかったかと思えますけれども、今回の補正予算に補正でなく丸ごと出てきた理由をお聞きしたいと思います。

5 ページの備品購入費の自動車購入 370 万円について、今ある送迎用バスの買い替えだと思えますけれども、現在の自動車が、購入後何年ぐらいになるのか、また現在の延べ走行距離がどのくらいなのか、お聞きしたいと思います。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。まず、修繕料でありますけれども、このうちの 200 万円は、駐車場がかなり不足をしておりますして、近隣住民の皆さんにもご迷惑をおかけするといった状況でございます関係で、かつて子ども園、遊具広場であったところを整地をして、予備の駐車場として造成をするという経費が 200 万円でございます。

そして自動車でございます。まず保険料は、この自動車を購入するために、それに伴って必要になる保険料でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。買い替えを予定して、お願いをしようとしています自動車、いわゆるワゴン車でございます。人間の送迎等に使用するものでございますが、平成 3 年登録でございますので 20 年以上、走行距離が 30 万キロでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の討論を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 反対です、議長。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この補正予算に反対の立場で討論いたします。

オープニングイベントが中止になったために、約 140 万が不要になったのに、自動車購入費 370 万円を予算計上されたため、補正後の一般会計からの繰り出し額は 2,000 万円を超え 2,001 万 8,000 円になりました。

昨年、24 年度の地域休養施設の補正予算を参考にするのは正しくないかもしれませんが、24 年度の使用料収入は約 1,070 万円です。今年はかなりの方に

利用いただいているようですから、仮に昨年度の倍の使用料収入があっても約2,150万円です。この様な状態が、町が行う正しい事業でしょうか。

自動車を買うことに反対ではありません。しかし、町が自動車を買うことには反対です。利子補給でしまうべきだと思いますので、この補正予算に反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。ありませんか。
討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第88号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第89号

○議長（野口 俊明君） 日程第8、議案第89号 平成25年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 平成25年度大山町国民健康保険特別会計補正予算、これに反対の立場で討論をします。

本補正予算は、5月31日の臨時議会で可決された条例改正によって、確定した国保税の税率、税額に基づいて提案されたものであります。

今年度の税率、税額は、昨年度に引き続く、2年連続の引き上げであります。しかもその引き上げ額は、一人平均約9,500円という大幅なものであります。国保基金を約2,000万円繰り入れて引き上げ幅を抑えたとのことではあります。これでは私は不十分と言わざるを得ません。基金から4,300万円繰り入れれば、税

率、税額とも引き上げずに据え置くことができたわけです。そうすれば、国保加入者にとって少しでも安心感をもってもらうことができたはずで

す。一般質問でもお話をしましたように、国保の加入世帯には、低所得の世帯が多いです。そのため支払に難儀されている人が多いことは優に推測することができます。払おうにも払えない人は滞納せざるを得ないわけです。今回の大幅な引き上げによりまして、滞納世帯が増加することを心配します。収入が年金しかない人にとっては、入る年金は減らされるのに、医療費も介護保険料も、そしてこの国保税も上がる。その上にアベノミクスの逆効果で、灯油や食料品などの物価は上がる。さらに消費税までも上げられようとしております。

これでは、二重三重にパンチをくらわせるようなもので、元気が出るはずがありません。町長がいくら安心で元気なまちづくりということを唱えられても、こういうところに行政の温かい光を当てなければ、真のまちづくりとは言えないというふうに私は思います。

国保税を引き上げなくても据え置くか、むしろ引き下げるために使える基金がまだあるのに、1億円の残高にこだわるあまり、国保加入者にさらなる負担を強いるような国保会計を私は認めるわけにはいきません。

よって、本予算に反対します。以上、反対討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 私は賛成の立場で討論したいと思います。

本会計は、今先ほど申されましたが、今現在 1億ちょっとの基金残高がござい

ますが、今回 2,000 数百万基金を取り崩したということで、先ほど反対討論がありました

が、この、実は、当初本年度に限って言えば、7,000 万円の不足を見込んでいたとい

うことになって

います。もしそれをですね、値上げをせずにすべてにおいて、この基金でまかなうとするならば、本年度に限ってですが、5,000 万、5,000 万の基金残高になってしまうというふうに考えられます。

そうなりますとですね、じゃあ次の年はどうするのか、あるいは今年度中に何か不測の事態があった場合にこれを本会計で、すべてやるというだいたい決め事があるわけ

でして、判決しなければならぬ場合に、じゃあこれを取り崩した場合に、次からはもっと大幅な一気に上げるとい

うことにもなりかねません。そしてもう少しお話しするならば、4年、5年ほど前にはですね、3億7,000 万円の基金がござ

いました。にもかかわらず、年々値上がりするこの国保の税率、負担金

がどんどん上がるわけ

でして、それを抑えるために毎年ずっと基金を取り崩してき

た経緯がございます。それによって、今現在1億1,000、1億2,000万ほどの基金になっておるわけです。これからそれを、今回崩すということについては、現在国のほうもですね、これはどこの自治体にも同じような悩みが今発生しております。これどうするかというようなことも今検討されとるようですが、今現在としては、基金も少し崩しながら、受益者負担といいますか、受益の方にも負担をしていただくというようなことで、今回はこの予算については、私は妥当でないかなというふうに思いまして、賛成の討論をいたします。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第89号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第90号

○議長（野口 俊明君） 日程第9、議案第90号 平成25年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 91 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 10、議案第 91 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 91 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

----- . -----
(午前 11 時 25 分 小西副町長退席)

日程第 11 議案第 95 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 11、議案第 95 号 副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいま上程いただきました議案第 95 号 副町長の選任につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町豊成 748 番地 小西正記さんを大山町副町長に選任したく、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小西さんは、昭和 52 年 5 月に名和町役場に奉職をし、平成 10 年からは産業課長、地域整備課長、企画財政課長などを歴任され、3 町合併後には水道課長、社会教育課長として、新大山町の進展に尽くされました。

平成 21 年 7 月からは副町長として私の一期目の町政を支えていただき、町政の発展にご尽力いただいていたところでございます。

平成 25 年 7 月 14 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第95号は原案のとおり同意することに決定しました。

（午前11時28分 復席）

日程第12 諮問第3号

○議長（野口 俊明君） 日程第12、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきましてふたたび大塚典子さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

大塚さんは、昭和44年に大山町役場職員に奉職をし、新大山町では名和公民館長として、社会教育の充実発展にご尽力され、平成19年3月に定年退職をされました。退職後も行政相談委員など要職に就かれ、活躍をいただいているところであります。

また人権擁護委員は、2期6年間の実績と経験があり、今年度から米子人権擁護委員協議会西伯東部会の部会長を務められているなど、人権擁護に対する見識及び経験に富んでおられる方であります。適任と考え推薦をするものでございます。

なお、発令の期間は、平成25年10月1日から平成28年9月30日までの任期3年であります。

賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます。以上で、諮問第 3 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（野口 俊明君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 大塚さんは適任だと思います。町長の提案理由の説明も良かったわけですが、この議案のなかに・・・

○議長（野口 俊明君） ちょっと待ってください。マイクの位置、方向を。

○議員（15 番 西山 富三郎君） はい、分かりました。失礼しました。

○議長（野口 俊明君） 再度お願いします。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 質疑をいたします。先ほどの大塚さんの推薦の理由は適切であると思いますが、ご経歴というのが載っております。学歴が書いてあります。職歴が書いてあります。その他の経歴が書いてあります。このようなことは、公平な審査をするのに要りません。このようなことを書きますと、かえって大塚さんに迷惑であります。公平な人事議案に反すると思いますので、しかも、人権擁護委員でございます。このような議案の提出はですね、よく考慮していただきますようにお尋ねをしておきます。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 先ほどご説明いただいたとおりというふうに考えております。町のほうも今後提案する案件につきましては、気を付けていきたいというふうに思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第 3 号は原案のとおり推薦することに決定しました。

日程第 13 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（野口 俊明君） 日程第 13、大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行ないます。

お諮りします。この選挙は、地方自治法第 182 条第 1 項の規定により議会が行うもので、選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、大山町退休寺 222 番地 梅田徹君、大山町御来屋 85 番地 4 加納郁生君、大山町栄田 313 番地 江原悦子君、大山町佐摩 404 番地 遠藤 毅君、以上 4 名を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました、梅田徹君、加納郁生君、江原悦子君、遠藤 毅君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、大山町赤坂 406 番地 福永博昭君、大山町宮内 177 番地 建部篤男君、大山町高田 466 番地 中原義範君、大山町高橋 238 番地 福留裕子君、以上の 4 名を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を、補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました福永博昭君、建部篤男君、中原義範君、福留裕子君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序はただ今議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。よって補充の順序は、ただ今議長が指名した順序に決しました。

日程第 14 陳情第 5 号～日程 15 陳情第 8 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 14、陳情第 5 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情から日程第 15、陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める陳情まで計 2 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、杉谷 洋一君。

- 総務常任委員長（杉谷 洋一君） はい、議長。

ただいま、議題となりました陳情第 5 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情及び、陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める陳情の計 2 件の陳情につきまして総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 6 月 20 日と 21 日。慎重なる審議を行いました。審査人数は 6 名です。

陳情第 5 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情ではありますが、長引くデフレ不況から脱却し、景気を上向かせるためには、労働者の賃金の引き上げによる家計の改善と日本経済を支える中小企業の経営安定が必要であります。そのために、最低賃金の引き上げ、中小企業への経営支援策の拡充を求めます。

採決の結果、採択 4 人、不採択 1 人で、採択と決しました。

次に、陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める陳情ではありますが、地方の固有財源であります地方交付税と地方財政計画は、地方交付税法第 1 条を基本として国と地方が十分な協議のもとに決定すべきであります。

また、地方自治体の役割が増大している中、地域の財政需要を的確に見積もり、地方交付税総額を確保する必要があります。それによって、地方財政の充実・強化をはかることができます。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

- 議長（野口 俊明君） これから陳情第 5 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議員（6 番 米本 隆記君） 議長、6 番。

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 今デフレ不況からの脱却ということで、陳情第5号を審査しているわけですが、実はですね、このなかにですね、陳情内容の、陳情項目といいますか、提出お願いされているなかにこれ2番目なんですけれども、全国一律最低賃金の確立等と、地域間格差を縮めるような施策を進めなさいということがあるんですが、実は、陳情の趣旨にもありますけれども、全国で高いところで東京あたりが850円、鳥取県が653円ということで最低賃金は出ております。

以前この陳情が平成24年6月議会でしたか、同じような内容で出されておりました、そのなかでこの最低賃金を全国一律にもっていくということにはなかなかそうはいかない。と言いますのも、鳥取県の最低賃金があるから企業は鳥取県に来るという考えもありますし、これを上げていけば企業が鳥取県から出ていくということもあります。そこにおける平均賃金といいますかラスパイレス指数があれば、その物価水準にあった最低賃金で十分でないですか。企業が鳥取県にどんどん来ていただいて、そこからまた新しい発展になるということでしたら、まだわかりますけれども、今まだ、鳥取県の西部地区にもそんなに企業がきていない状況において、こういったことで最低賃金を上げるようなこと、全国一律ということが言葉として示されているこのことにつきまして、審査の内容の中ではどのようなお話が出たのかお聞きしたいと思います。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） はい、お答えいたします。

○議長（野口 俊明君） 待ってください。総務常任委員長、杉谷洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） お答えいたします。本当にですね、2日間におたる審査をいたしました。これの陳情者を委員会においでいただいて、趣旨等もいろいろ説明しながら聞きながら私たちも慎重なる審議を行いました。

先ほど最低賃金は、鳥取県は安くて企業がたくさん来るのではないかなというふうな感じが、そういう面もあったかなというふうに思うわけなんですけど、果たしてそうでしょうか。やっぱりいま、安倍総理が言っておる国民の豊かな生活、年収をもっと上げましょやという、そういうですね、デフレからの脱却するには、私はこの最低賃金というのは、（言葉を発する者あり）いいですか、最低賃金を引き上げることによってですね、国民誰もがですね、本当に安心して暮らせる生活ができるでないかということですね、慎重に審議いたしましたし、そういうなかで是非国もこのことを十分理解して中小零細、働く労働者のために是非これを取り上げてほしいということで私たちは皆さんのこの、全会一致で、皆さんと一緒にですね、議論しながらこの案件を採決した結果ですね、採択4人、

不採択 1 人ということで、採択ということに決定いたしました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 5 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第 5 号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 8 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第 8 号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第 16 陳情第 6 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 16、陳情第 6 号 年金 2.5%の削減中止を求める陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、西尾 寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） はい、議長。ただいま議題となりました陳情第 6 号 年金 2.5%の削減中止を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 6 月 20 日。審査人数は 5 名です。

消費者物価指数に応じて給付水準を調整する物価スライドは、アベノミクスでも解消に至っていない長期のデフレにより、消費者物価指数下落と年金との差が2.5%に拡大しています。

世代間の不公平感を緩和し、安定した持続可能な制度にしていくためにも、年金2.5%削減は必要と考えます。

採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第6号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 年金2.5%削減中止を求める陳情に賛成の立場で討論をします。

3月議会でも賛成討論しましたけども、今年の10月から3年間で年金を2.5%削減するこの年金改訂法案は、去年の衆議院解散の際に、十分な審議もなく、あわただしく成立したものであります。物価スライド特例水準の解消を理由にしていますが、これは10年以上も前に、消費者物価指数が下がった時に、高齢者の生活を守るためと、そして経済への悪影響を配慮して年金を据え置いた措置であります。そういう経過があります。現状をみれば分かるとおりでありますが、高齢者の生活は、当時よりも厳しくなっていますし、経済状況も悪くなっております。そういう中で、年金を引き下げるということに道理はありません。

厚労省の年金制度基礎調査によると、夫婦で年金200万円未満の世帯は30%、単身で年金100万円未満の世帯は男性が35%、女性で45%にもなっています。多くの年金生活者、取り分け国民年金の受給者は、僅かの年金で、つつましい生活をしていらっしゃるというのが実態です。医療費も上がる、介護保険料も上がる、国保税も上がる、来年4月には、消費税8%も予定されている。こういう時に年金が下げられたら、高齢者の生活はどうなるのでしょうか。年寄り早く死ねといっているようなものではないのでしょうか。こんな政治はまともな政治とは言えないというふうに私は思います。

そして、陳情者も言っているように、このような年金引下げの流れは、単に高齢者、年金生活者だけの問題ではなく、現役で働いている人にとっても大きな問題であります。若者の間に広がっている将来年金がもらえるかどうか分からないという不安や、年金制度への不信感、それが保険料の滞納につながり、将来の無年金者や、低年金者を増やしているといえます。これは年金制度の崩壊にもつながる由々しき事態であります。

さらに、この2.5%年金引き下げは、地域経済にも大きな影響を与えるということがあります。陳情者の資料、平成24年の統計によりますと、2.5%削減になれば、大山町の年金生活者、約1万1,000人から3年間で、約1億8,000万円のお金が入らなくなるそうです。

つまり、1年間で約6,000万円の購買力がなくなるということでもあります。これは大山町の経済にとっても悪影響を与え、町の税収減にもつながる、そういう問題も発生してくるわけです。このような点を考えれば、10月からの年金2.5%削減中止を求める陳情は、私は当然採択すべきものと考えます。

以上、賛成討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。ありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 私はこの陳情に反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、国民年金がどうあるべきかということを考えた場合に、将来的に、未来永劫続いていかなければならない日本のこの制度と、本当にいい制度というものをですね、未来永劫続けていかなければならないというぐあいに思ったりします。これについてまず第一に考えられることは、財政をしっかりとしておくことだと思ったりしております。

その財政をしっかりとさせるための措置としてこの2.5%の削減、いわゆる物価に対して年金額の調整を行ったということでございます。もしも物価がですね、物価が、50%を下がった場合に、年金をですね、下げないというような状態ですと、それこそ大変な状態になるでないかと思ったりします。やっぱりこれはですね、継続していくためには、そして年金の資金を確保していくためには、やむを得ない措置でないかというぐあいに考えたりしております。

それからもう1点、この今さっき賛成者のほうが言われましたけれども、この年金を削減することによってですね、若者の年金離れが増えていると、そして年金を払わない、年金をもう将来的にもこの制度が崩れてしまうでないかというような考え方でですね、不信感の若者が増えているということでございます。これ

はやっぱり、そういうようにですね、財政的なことも考えないで、ただ引き下げてですね、年金が下がっていくようなことだと、若者がですね、年金離れをしてしまうんだというようにあおっているというような感じがいたします。

若者にはですね、やっぱりきちんと日本の国の年金制度は、物価スライドもやりながらですね、保っていかなければならないという考え方をですね、植えつけてきて、若い者にも年金制度しっかりと確保していただきたいなというぐあいに思ったりするところがございます。

以上によりまして、この陳情に賛成する立場で討論をいただきました。

(「そうだ」「最後が・・・」と呼ぶ者あり)

○議長(野口 俊明君) 反対。反対せないけん。

(「訂正、訂正」と呼ぶ者あり)

○議員(9番 野口 昌作君) ちょっといい直しさせていただきますが、この陳情にですね、反対の立場で討論をさせていただきました。いい直しさせていただきます。

○議長(野口 俊明君) 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) この陳情は採択すべきものだと思います。この陳情にもあるように、年金としてこの大山町に71億円を超えるお金が来ているようです。2.5%の削減によって約1億8,000万円が減額されます。しかしこれだけではありません。約1億8,000万円は直接のお金ですが、学者によっては、お金は3回まわるといわれています。例えば給料として支払われ、もらった人は物を購入し、商店は商品の仕入れとして使われます。つまりこの地域から5億を超えるお金がなくなることを意味しています。

その結果、地域の経済にも大きな影響を与えることになる。まさにその通りだと思います。今でも物価があがり、生活に困窮しておられる人がおられます。そういう意味で、この陳情は採択すべきものだと思います。

○議長(野口 俊明君) 次に、原案に反対者の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に、原案に賛成者の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情は、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第 6 号は、不採択とすることに決定しました。

12 時前ではありますが、時間が迫りましたので、ここで休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 再開

日程第 17 陳情第 7 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 17、陳情第 7 号 日本の T P P（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書を議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、岩井 美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） はい、議長。

ただいま議題となりました、陳情第 7 号 日本の T P P（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 6 月 21 日。審査人数は 5 名です。この陳情は、3 月議会で不採択とした陳情です。

主な意見は、3 月とは状況が変わり、聖域は守れる保証がなくなったので、参加反対を求めるこの陳情は採択すべきという意見や、農業者の利益を守る交渉をせよならわかるが、はなから交渉から離脱せよというのは現実的ではないので不採択とすべきという意見に分かれました。

採決の結果、採択 2、不採択 2 となり、委員長採決により不採択と決しました。以上で、経済建設常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第 7 号 日本の T P P（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 今回の委員長の報告ですけれどね、採択 2、不採択 2 ということで 2—2 になったわけで、最終的には委員長判断で不採択したというふうに思いますが、実はよく読んでみると、ちょっとよく意味が分からないなというのがですね、まず 3 月との状況が変わり、聖域が守れる保障がなくなったので、

採択すべき、ここはちょっと、まあ分かります。というのがですね、もともと自民党は、参加しないという約束で衆議院選を突破したわけですが、それ以後、やっぱりやると、どうも聖域は守れるという判断で参加交渉踏み切った。

ところがですね、だんだんどうもそうではないらしい。聖域は、やっぱりないのではないか。私、普通考えますと韓国はすでに参加交渉に入っておりまして、あそこが初代、もう結んでおりまして、韓国だって聖域は実はなかったでないかというふうに思います。

それを日本が後からはいついって、日本の言うとおりに聖域を守ってくれということがはたしてできるものかどうか、私は常識的には、ないだろうと。韓国にはダメといておいて日本はオクケーというのはまずあり得ない。韓国も相当なお金を農業につき込んで守っておりますが、いかんせんうまくいっていないと。どんどん衰退してですね、今、酪農・肉、あまり農業的には、日本の10分の1と言われておりますけども、ほとんど壊滅状態にだんだんなっていくというふうに聞いております。

まあ余談な話はたくさんしましたけれども、問題にするのは、その下の農業者の利益を守る交渉をせよというのは分かるが、はなから交渉から離脱せよというのは現実的でないと。何か私から言わせますとですね、利益を守るために、分からない交渉あるいは危惧される交渉、まして不安がたくさんな交渉に対しては、守るためにね、参加してくださいよという私はメッセージは出せるというふうに思っています。

私たち国会議員ではありませんが、地方の、取り分け大山町、農業町の代表として、そのメッセージを強く出すためにも、このような、この採択2人の方がですね、利益を守る交渉をせよというためにも逆に言ったら、心配だから参加してくださいよというほうにまわりそうな気がせんでもないわけですけども、そのあたりどうでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 岩井 美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） 今、西尾議員から指摘をいたしていただきましたが、これはですね、二人の方からの交渉、この利益を守る交渉せよなら分かるが、はなから交渉から離脱せよという陳情書であります。この陳情書に対しての私たちの判断でございまして、西尾議員に私が分かるように説明ができないかも分かりませんが、2対2になったところとございまして、最後には私の判断ということになりました。

私はですね、6月の3日から4日にかけて女性議員の研修会が東京で行われました。その研修会の分科会には、T P Pの現状についてということで、T P P対策

委員会委員長の衆議院議員西川先生の講演を聞くことができましたので、その分科会に入って研修をしてまいりました。いろいろ先生の話聞いておきますと、ここに上げております 3 月とは状況が変わり、聖域は守れる保障がなくなった、という思いは私はしませんでした。

ですからこの陳情を最後に私が採決するにあたりまして、私の考えも入れましたんですが、この頃になりましてですね、6 月 21 日の時事日報では、日本が交渉で攻めるべきものや、守るべきものに関する意見を 1 カ月以内に提出するよう、計 127 の経済、業界団体や消費者団体に要請をしたということで T P P 交渉への意見募集を政府が行っております。

ですからここに上げてありますように、聖域は守れる保障がなくなったというのは、どこまでどうなのでしょうかと私は思いがしておりまして、採択 2、不採択 2 となりましたですが、委員長採決をさせていただいたところでもあります。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 何かよく分からんわけですけども、結局ですね、心配なわけでしょ。心配なものに対してね、例えば私たち大山町の議会議員として、心配なものに対して、都会の利益があるものの、まあもう実際農村に対しては利益はないよと、もう言ってるようなもんですから、それに対して賛成するという、まあこれを交渉するということが私は強いメッセージにはならないというふうに思っています。

実は農業委員会でも、このたびの 6 月定例会では、再度上部団体の農村会議のほうにも、決議案報告としてこの間上げましたし、今 J A もやはり聖域なきということに対してははっきりと確証がもてないということで反対、不参加ということで決議をしておるわけですし、私たちはそのなかの真ただ中におけるような議会であります。

例えば世界に誇れる農村景観だとか、水資源の確保だとかいろんなことがあるわけですし、一度ですね、壊してしまったものが、すぐ再生になると私は考えておりません。そのような話が出たのかどうかというのをまずそのへんを聞きたいなと思います。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 岩井 美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） 話し合いの中ではそういうところまでは出ておりません。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 岩井 美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） はい、この陳情に対してどうかということをございまして、そこまでの話で結論を出したのはここに掲げてある内容のみでございます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） このT P Pは、この間始まったようなものでなくてですね、随分前から議論したものだと思ってます。以前、民主党の代議士と自民党の代議士と両方を呼びましてですね、農業委員会の方も来ておられました。両方の意見を聞いておりました。その時は、全く逆な話でして、民主党のほうが参加しますということで、自民党の方は反対しますという話して、おもしろい話だなというふうに聞いたわけですが、今回また今度はちょっと逆な話になっていまして、いろいろな話が交差しながら、今ここまで進んでいます。

そのなかにあった話のなかでも、田舎の代表としてはですね、やっぱり土地の確保、それと水であるとか、景観であるとか、農業分野の占める兼業といえども、それがあるからゆえに、安い賃金でも働けたり、あるいは食料が自分の横の畑で取れたりというさまざまなことに全部かかってきて、国の試算で3兆円なんて言ってますが、国の進める側の予算としては低めに抑えたいというのが常識だと思いますし、逆に反対の試算でいいますと、実は6兆というような数字も出ております。どちらが本当かは分からんわけですが、私が考えるには、先ほど申しましたが、再生、いっぺん壊したものを再生するっていうのは、どれだけの努力と時間とお金があるかというようなことをまず考えていただきたいなあとというふうに思います。

まして地元と言いますか、大山は、農業が鳥取県でまあ1番、2番という町でありますから、当然しっかりした議論と資料と勉強も研究もしていただいて、決めてほしかったなあとというふうに私は思います。その辺のお気持ちはどうでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 西尾議員にお願いしておきます。本件に感しましてはですね、審査の経過と結果に対する疑義ということでもありますので、そのような答弁、委員長にさせていただきます

（「内容的な話は・・・」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長、岩井 美保子君

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） はい、今いろいろご指摘をいただきましたですが、私たちも、私も勉強してまいりましたのに、国会の先生方もT P Pのことを出してからには、農村、特に農業農村をどのようにするかということは、

もう一生懸命で考えておられることだと思います。農業農村所得倍増目標 10 年戦略というのに、農業農村のビジョンを掲げておられる文面をもってあります。

そういうことから関しましても、とてもじゃないですけど、この農村をほったらかしにするというようなことをして T P P に参加というようなことはないと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 聞いていますとその T P P の問題点、いろいろこういわれております。日本の国にとって利益にならないか、政府も守るべきは守ると言ってるけども、とてもそりゃあ無理じゃないかっていう議論がずっと広がってますよね。そういうことを議論しなければならぬと思うんですけども、ここの陳情の今の意見からみますと交渉の経緯がこうだからまだ分からないので、というふうに聞こえるんですよ。そういう T P P に入った時の問題点、日本にとって、鳥取県にとって、大山町にとってどうなんだという内容面での議論は、どういうふうになされたですか。そこを聞きたいんですけどね。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 岩井 美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） ですから、答えましたとおり、3 月とは状況が変わり聖域は守れる保障がなくなったということでございました。一方のあれでは。それからこちらの 2 人の方は農業者の利益を守る交渉をせよとなら分かるが、はなから交渉から離脱せよというのは現実的ではないということでございました。

ですから私が最終的に現実的ではないのでということを採用にいたしましたので、3 対 2 となったのでございます。それ以上言う内容はですね、個々に皆さんの思い思いがありますので、ここで言うことが良かったならば、許していただけるんでしたら個々にご発言をしていただきたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に賛成者の討論を許します。討論はありますか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 先ほどの委員会での意見についての中身がどうもちよっと私、理解できないままに反対討論に立つんですけども、もっともっと私はこのTPPに参加した時の問題点、これをしっかり論議しなければならない、そして今の交渉の経過は、どうなっているかということも、少ない情報ながらも、見ながら判断していかなければならないんじゃないかというふうに思うわけです。私なりにいろいろと情報を得たり学習するなかで討論をするわけですけども、私はこの日本のTPP環太平洋連携協定交渉への参加反対を求める陳情に、賛成の立場で討論したいと思います。

このTPP交渉への参加については、この間、国会をはじめとして農林水産業とか、医療とか、労働関係とか等々ですね、さまざまな団体によって多くの議論が行われてきております。そこでは、TPPに参加することによるメリットよりも、さまざまな危惧や懸念のほうがたくさん明らかにされてきていると思います。それは安倍首相が交渉参加を表明し、今進められているアメリカなどとの事前交渉の経過を見ただけでも払拭されていません。それどころか、懸念や危惧が深まっているというふうに考えます。

メリットがあると言われている輸出大企業、取り分け自動車産業にとっても、事前交渉でアメリカに譲歩せざるを得なかったと報道されており、国益にならないというのが、実際の状況ではないでしょうか。日本にとって得るものよりも、失うもののほうがはるかに多いだろうと危惧されているだけに、TPPへの参加は、国の形を変えてしまうとかね、亡国とか、あるいは国を壊す壊国とか、というふうな表現で言われております。

だからこそ昨年の衆議院選挙で自民党は、TPP交渉参加の判断基準というのを示して、公約したのではないのでしょうか。その基準とは、陳情者も書いておりますけども、1つ、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対する。2. 自動車等の数値目標は受け入れない。3. 国民皆保険制度を守る。4. 食の安全基準を守る。5. 外国企業が相手国政府を提訴できるというISD条項ですね。これは合意しない。6. 政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる。という6項目です。

しかし、TPP交渉で、日本が勝ち取るのは、かなり困難と予想されております。守るべきものが守られなければ、鳥取県が試算しておりますように、鳥取県の農林水産業とその関連産業は壊滅的な打撃を受けます。それは大山町とっても例外ではなく、特に米は半減、牛乳は100%減少すると試算もされ、そうなれば香取は消滅するという事態が予想されます。

被害は、関税撤廃に関連するものばかりではなく、つまり農業関係のものばかりではなくて、非関税障壁と言われる医療とか食の安全とか、雇用等々ですね、そこにもおよびます。

日本の国を守り、鳥取県大山町を守る、つまり私たちの暮らしを子々孫々まで守るためにT P P交渉に参加すべきではありません。

よって、当然、この本陳情は採択すべきと考えます。以上、賛成の討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 私は不参加に対して賛成の立場で討論したいと思っています。不参加を決定することに対して賛成の討論をいたします。

この不参加については、たぶんですけども、参加されるものと思っております。そこでじゃあ私たちは、どのようなことで、メッセージを出すのか。私たちは、大山町の町会議員、あるいは農業、私も農業をやってまして、農業の一人、あるいは農業の方を見て、いろいろ判断するわけです。まあ企業ですね、グローバル化、あるいは世界進出の手助けをすることも大事であります。私としてはたぶん参加するでしょう。その中で、じゃあ置き去りにされる私たち田舎者は、田舎のまちはどうするか。やはりその条件闘争、条件を取り出す、あるいは引き出す、意味合いにおいても、これだけ心配されるT P P参加は、絶対ならんぞというメッセージを送るためにも、私はこの交渉は参加すべきでないというふうに思っております。先ほど言いましたが、一度壊れた農村あるいは景観、さまざまなものは元に返りません。そのようなことも踏まえたうえで、しっかりと考えなければならぬんじゃないかなというふうに思います。

聞いたところによりますと、北海道は酪農王国であります。北海道は残るじゃないかみたいな実は話がありますが、実は北海道も残りません。なぜならば、今北海道は、国内で調整をしあって今生きておりますが、この調整がなくなる、あるいは実は北海道が私たち西日本のへんで酪農家がほとんど壊滅してしましますと、北海道からもってくるということになると、輸送費あるいはいろんな意味でコストがかかるにもかかわらず、値段は乳製品は安くなると。そうしますと、とたんに北海道も今調整しながら、やっとお互いが生きていける、模索しているのに、たぶんダメでしょうと。ましてその波及効果はですね、ブロッコリー、ネ

ギ、蔬菜にもおよびます。

というのはですね、他のものができないとなると、そこでできるものを作り出す、あるいは量が余る、品物がですね、今大きな土地を有してるのは、酪農家がありますが、それが壊れた途端に、さまざまな賛否にも必ずおよぶ、というふうには私は思っています、喫緊のですね、身近な問題点にもおよぶと、目に見えるようでありますから、私はこのT P P参加は、今の状況では止めてほしい、あるいは止めてほしいというメッセージを強く出すために、賛成の立場で討論いたしました。よろしく願います。

- 議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。ありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決します。

〔議長、採決は記名投票で願います〕と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） この採決につきまして、今、動議がありました。記名投票ですという動議があったわけですが、記名投票として投票することに、賛否を問いたいと思います。

いやいや記名投票ですか、投票っていうことですからね、その投票の方法は記名投票と普通の投票とあるわけです。投票ということになれば、もう投票しなくちゃなりません。それについて決めなくちゃなりませんから。

そういたしますと、賛否を問いたいと思います

記名投票で投票にするというほうに賛成の方はご起立願います。

〔議長、休憩〕「休憩」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） もう、あれに入っておりますので休憩はできません。ご起立願います。記名投票に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって記名投票にすることに決しました。休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時55分 再開

- 議長（野口 俊明君） 再開いたします。これから陳情第7号を採決します。この採決は記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員が議場を閉鎖〕

- 議長（野口 俊明君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人の指名をします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、遠藤幸子君、米本隆記君を指名します。

これから、投票用紙を配ります。念のために申し上げます。陳情第7号を採決

すべきとする方は、採択と、不採択すべきとする方は不採択と記載し、自分の氏名も合わせて記載願います。

[投票用紙の配布]

○議長（野口 俊明君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[事務局職員、投票箱の点検]

○議長（野口 俊明君） 異状なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（小谷 正寿君） それでは、読みあげます。

1 番 加藤議員、2 番 大原議員、3 番 大杖議員、4 番 圓岡議員、5 番 遠藤議員、6 番 米本議員、7 番 大森議員、8 番 杉谷議員、9 番 野口昌作議員、10 番 近藤議員、11 番 西尾議員、12 番 吉原議員、13 番 岩井議員、14 番 岡田議員、15 番 西山議員。

○議長（野口 俊明君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。

遠藤幸子君、米本隆記君。開票の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（野口 俊明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、うち有効投票 15 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち採択 7 票、不採択 8 票以上のおりです。不採択が多数です。

したがって、陳情第 7 号は不採択とすることに決定しました。

陳情第 7 号 日本の TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書
について記名投票の結果

賛成者（採択）

圓岡 伸夫議員

遠藤 幸子議員

米本 隆記議員

大森 正治議員

野口 昌作議員

西尾 寿博議員

西山富三郎議員

反対票（不採択）

加藤 紀之議員

大原 広巳議員

大杖 正彦議員

杉谷 洋一議員

近藤 大介議員

吉原美智恵議員

岩井美保子議員

岡田 聡議員。

日程第 18 発議案第 3 号から日程第 19 号 発議案第 4 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 18、発議案第 3 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、及び日程第 19 号 発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 総務常任委員長 杉谷 洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） はい。ただいま議題となりました発議案第 3 号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。発議案第 3 号 陳情第 5 号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

今や日本の労働者の 3 人に 1 人は非正規、4 人に 1 人は年収 200 万円以下のワーキング・プアである。平均賃金（年収）は、1997 年に比べて 58 万円も減っている。これほどの賃金下落は世界に例をみず、日本経済が消費の縮小とデフレ不況に陥るのも当然である。家計の厳しさから、モノは売れず、生産は縮小し、雇用破壊と企業の経営危機を招く事態となっている。

収入が少なく不安定なため、結婚できず、子供を産み育てられない青年も増えている。これ以上、低賃金の蔓延を放置し続ければ、日本社会は崩壊してしまう。東日本大震災からの復興も停滞している。政府が準備している大型の公共投資や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃

金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進まない。

今の地域別最低賃金は、東京で 850 円、鳥取県では 653 円、フルタイムで働いても税込で 153 万円～117 万円では、まともな暮らしはできない。地域間格差も大きく、鳥取県と東京では時間額で 197 円も格差がある。こうした格差が青年の県外流出の一因になっている。最低賃金は、地域間格差を解消しつつ、大幅に引き上げる必要がある。

2010 年には「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1000 円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立している。最低賃金 1000 円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で月額約 20 万円、時間額 1000 円以上が普通である。高い水準の最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも、中小企業への経営支援を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備していけば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への経営支援策を拡充すること。景気動向をふまえ、金融円滑化法の打ち切りを止めて再設置すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法の改正と、公共事業における適正な単価と報酬を確保するための法の制定を行うこと。
5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 28 日、鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。内閣総理大臣 安倍 晋三様、厚生労働大臣 田村 憲久様。以上で、発議案第 3 号の提案理由の説明を終わります。

次に、発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第4号 陳情第8号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書。2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めた。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、地方自治の本旨からみても危惧するところである。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、次のとおり対策を求める。

記、1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。

3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。とくに、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方向的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

5. 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日、鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。内閣総理大臣 安倍 晋三 様、内閣官房長官 菅 義偉 様、総務大臣 新藤 義孝 様、財務大臣麻生 太郎 様、経済産業大臣 茂木 敏充 様、経済財政政策担当大臣 甘利 明 様。

以上で、発議案第4号の提案理由の説明を終わります。

(「委員長、文字の訂正があるよ」と発言する者あり)

○議長(野口 俊明君) 議長の許可を得て・・

(「地方税は・・」と発言する者あり)

○総務常任委員長(杉谷 洋一君) ちょっとすみません。何ページ、どこですかいね。

○議長(野口 俊明君) 休憩します。(午後2時18分 休憩)

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。(再開2時19分 再開)
一部訂正いたします。

○総務常任委員長(杉谷 洋一君) 先ほどの発議案の意見書の中で「国有財源とあり」ということを私申しましたけども、「固有財源であり」ということに訂正願います。よろしいでしょうか。はい、どうも。

○議長(野口 俊明君) これから、発議案第3号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） 次に、発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 発議案第 5 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 20、発議案第 5 号 議会基本条例調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 吉原 美智恵君。

○議会運営委員長（吉原 美智恵君） はい、議長。ただいま議題となりました発議案第 5 号 議会基本条例調査特別委員会の設置について、提案理由の説明をいたします。

到来する分権時代に向け、地方自治の次元代表制の趣旨を踏まえ、議会が担うべき役割を果たすために、必要な基本的事項を定め議会をより活性化し、町民の付託に答え、町民生活の向上と民主政治の発展に寄与するため、議会基本条例に関し、特別委員会を設置し、調査研究するものであります。それでは、議案を朗読し、提案に代えさせていただきます。

まず、特別委員会の名称は、議会基本条例調査特別委員会であります。設置の根拠は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条であります。

目的は、議会基本条例に関し、調査研究を行うものであります。委員の定数は、議員全員の 16 名です。

調査機関は、調査完了まで、閉会中も継続し、調査研究を行います。みなさまのご賛同を願い、以上で発議案第 5 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第 5 号 議会基本条例調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） ただいま設置された委員16人によります議会基本条例調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、特別委員会を開いてください。

ここで暫時休憩します。委員の皆さんは、議会図書室に移動してください。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

日程第21 議会基本条例調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。再開にあたりまして、先ほど投票の前に出席議員数を16と言いましたが、実は調査をしておりましたが、時間的に間に合いませんでしたので、16ということで発表はしましたが、投票前の出席議員数は15、15に訂正いたします。よろしく願います。

日程第21、議会基本条例調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果について報告をします。

休憩中に開催されました議会基本条例調査特別委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に岡田 聡君、副委員長に野口 昌作君が、それぞれ互選されたので、ご報告いたします。

日程第22 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第22、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、1番目は、7月29日～30日全国町村議会議長会主催の東京で開催される広報研修に大森正治議員、米本隆記議員、圓岡伸夫議員、大杖正彦議員、大原広巳議員、加藤紀之議

員の6人を派遣するものです。

2番目は、8月1日から8月2日までの2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員特別セミナー受講のため、野口俊明議員、西山富三郎議員、岩井美保子議員、吉原美智恵議員、西尾寿博議員、野口昌作議員、杉谷洋一議員、遠藤幸子議員、の8人を派遣するものです。

3番目は、8月29日に湯梨浜町で開催される鳥取県町村議会議長会主催の広報研修会に大森正治議員、米本隆記議員、圓岡伸夫議員、大杖正彦議員、大原広巳議員、加藤紀之議員の6人を派遣するものです。

4番目は、9月3日、南部町で開催される西部町村議会議長会主催の自治功労表彰式及び研修会に、議員全員を派遣するものです。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第23 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第23、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、陳情第9号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24 閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第24、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
-

日程第 25 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 25、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
-

日程第 26 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 26、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
-

日程第 27 閉会中の継続調査について（広報常任委員会）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 27、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
-

日程第 28 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 28、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会運営を円滑かつ効率的に行うため、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
-

- 議長（野口 俊明君） ここで議員の皆さんにお知らせをします。

さきほど開催された議会基本条例調査特別委員会において、委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

ここで追加議事日程表配付のため、暫時休憩します。

午後 2 時 48 分 休憩

午後 2 時 49 分 再開

追加日程第 1 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会）

- 議長（野口 俊明君） 再開します。

追加日程第 1、議会基本条例調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会基本条例調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、

会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） お諮りします。

ただいま町長からお手元に配布のとおり、議案第 96 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 2 として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって議案第 96 号を日程に追加し、追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

ここで追加議事日程表配付のため、暫時休憩します。

午後 2 時 50 分 休憩

午後 2 時 51 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開します。

追加日程第 2、議案第 96 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 96 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新規事業の執行にあたり、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 2 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 101 億 7,646 万 7,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入からご説明申し上げます。第 35 款地方交付税は 100 万円の追加であります。第 55 款国庫支出金は、800 万円の追加で、第 10 項国庫補助金の総務費国庫補助金で過疎地域等自立活性化推進交付金を計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。第 10 款総務費は、900 万円の追加で、第 5 項総務管理費の企画費で、馬淵邸を活用し、活性化のための「住民主体による地域支えあい事業」として補助金 900 万円を計上いたしておるところであります。

以上で、議案第 96 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 96 号について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 96 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成 25 年第 5 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午後 2 時 54 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野 口 俊 明

署名議員 遠 藤 幸 子

署名議員 米 本 隆 記